

一七世紀における権力と国民統合 Fukuda Arihiro,
Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes,
and Mixed Government in the English Civil Wars
(Oxford University Press, 1997)

清瀧, 仁志
日本学術振興会特別研究員

<https://doi.org/10.15017/16378>

出版情報 : 政治研究. 47, pp.179-189, 2000-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

書評

一七世紀における権力と国民統合

Fukuda Arihiro, *Sovereignty and the Sword ; Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars* (Oxford University Press, 1997)

清 瀧 仁 志

本書は、ジェイムズ・ハリントン (1611-77) の政治思想を、とくに同時代の代表的政治思想家であるトマス・ホッブズの絶対的主権論への引証を通じて、一七世紀における新しい国家理論としてその意義を説明する試みである。

著者の福田氏によれば、内乱期の秩序混乱において、従来の国王大権と臣民の自由を対峙させる議論に代わって、古典古代に依拠した混合政体の議論と非分割の主権 (undivided sovereignty) についての議論が登場した、とされる。前者の主張はハリントンの『オシアナ共和国』(一六五一年)、後者

はホッブズの『リヴァイアサン』(一六五六年)に代表される。両者は、従来のイングランド政体が墮落し、アナキーに陥るとの認識で一致し、平和回復のために新しい政体像を提示する。ホッブズが示した分割不可能な主権論は、その一つであり、ハリントンのオシアナ共和国はそれに対する批判的展開であった。このような問題設定の性格上、本書においてハリントンの議論は、大権と自由を対峙させる従来の議論とホッブズの議論との連関の下に論じられている。

本書は全八章と四つの補遺 (appendices) から構成されているが、本稿での議論は本論部分を対象として進めていきたい。

まず、第一章において福田氏はイングランドにおける混合政体 (Mixed Government) に関する議論を二種類に分けて分析する。それは近代の叡智に依拠したフォーテスキューの議論とへ古代の叡智に依拠したポリビオスの議論である。一六四〇年の短期議会召集時におけるまでの混合政体に関する議論では、前者の理論が支配的であった。この理論は国王大権と臣民の自由との間において健全な均衡をめざすものであり、「暴政 (Tyranny)」を懸念する。それに対し、後者の

議論は古典古代に起源を持ち、国内安定のため混合政体における各構成要素の均衡をめざすものである。この議論は一六四〇年代のイングランドに登場したものである。

ついで第二章では、内乱初期に登場したポリビオスの混合政体論について述べられている。ここではまず、『平和のための両院の一九箇条の提言に対する陛下の回答(His Majesty's Answer to the Nineteen Propositions of both Houses of Parliament, tending towards a Peace)』(以下では『回答』と省略)(一六四二年)が取り上げられている。この文書は、ポーコックの『マキアヴェリアン・モメント』において「イングランドの政治思想において画期的文書であり、マキアヴェリ分析に門戸を開いた一連の鍵の一つ」として注目されたものであるが、福田氏は彼と異なった視点を取り、従来の王権と臣民の自由の均衡というフォーテスキューの混合政体論から、議会王政の中での機能分化というポリビオスの視点への変化という面から注目する。この『回答』が主張するのは、国王の権威が議会王政における均衡の中心であり、国王の官職任命権の喪失が政体における均衡を崩壊させ、ひいては無秩序をもたらす、ということである。『回答』における

議論の前提には、議会王政を維持するには、国王・貴族院・庶民院の均衡の保持が不可欠という視点がある。福田氏はこの見解こそポリビオスの混合政体論の表明であると指摘する。

さらに続けて、福田氏は「混合政体に関するイングランドの新しい議論」としてフィリップ・ハントトンとヘンリー・フェーンの議論を紹介する。彼らは内乱の終焉が国王と議会の機能の調和にかかっているととして議会王政の復活を主張する。彼らは国民の武力抵抗について立場の相違はあるものの、混合政体における各部分の均衡が喪失されればアナキーに結びつくとの認識で一致する。ここで注目すべきことは、彼らの議論が「良心(consience)」を前提としている点である。フェーン、ハントンはともに、「良心」を混合政体における各機能の均衡を維持させる根拠として想定する。

第三章と第四章では、ホップズの議論が分析対象とされている。第三章「トマス・ホップズの主権理論 一六四〇—一六四七年」では、一六四〇年代における『法の原理(Elements of Law)』でのホップズの主権に関する議論を検討している。彼の主権理論をつらぬく基本的視点は、個人の判断行使(Juri-

vate judgement)と平和が両立しないことである。ハントンやフエーンの議論が個人の良心に依拠するのに対し、ホッブズはこれを個人の主観的な判断行使として政治的議論から徹底的に排除する。そこに道德的判断に関する共通基準は存在しない。共通の基準がない以上、人々の間に合意は存在せず、各人は自然権Ⅱ「自己保存に必要なものと生命の危機を招くものに対する判断の権利」(p.43)を持ち、自己の判断に従って暴力を行使する。これが万人の万人に対する闘争といわれる状態に他ならない。したがって社会の平和をもたらすのは、ホッブズによれば個人的判断の放棄であり、各人が一人の者(主権者)の判断に従属することに他ならない。主権者による判断の独占こそ、平和と秩序をもたらすのである。

ホッブズは政治的服従の根拠として「良心」に代わり、「恐怖(terror)」の決定的役割を説く。主権者はその「共通の権力」(Common Power)による処罰の「恐怖」によって国民の服従を確保する。ここで生じるのは、主権者設立時における契約と「共通の権力」の前後関係の問題であり、福田氏によれば『リヴァイアサン』においてホッブズは初期著作から存在するこの課題に一つの答えを出すのである。

第四章「リヴァイアサンとイングラント共和国」は、『リヴァイアサン』における「征服によるコモンウェルス」の概念についての検討にあてられている。福田氏によれば、ホッブズは臣民の主権者に対する服従を導く手段として、契約それぞれ身が持つ拘束力(ward)と、罰則による恐怖によってもたらされる共通権力(common power)の二つを想定する。初期著作『法の原理』と『市民について(De Cive)』では、契約は主権の確立を可能にするものとして考えられている。だが、契約と権力の前後関係について明言されていない。他方、『リヴァイアサン』においてホッブズは契約それ自身に拘束力はなく、共通権力の支持によって、はじめて契約が履行可能なことを強調する。「ことばの力は人々に契約の実行をうながすにはあまりにも弱く」、「剣(sword)なき契約はことば(words)にすぎず、人々に安全をもたらすことはできない」のである。こうして『リヴァイアサン』では「設立によるコモンウェルス」の概念はほとんど説得力を失い、議論の重要性を失う。ホッブズは、イングラントの同時代的状況に鑑みて、『リヴァイアサン』で議論の中心を「征服によるコモンウェルス」においた。それによって、旧政府に対する服従契約は権力の

裏づけがないゆえに拘束力を持たず、内乱の勝利者であるランプ議会が征服者としての権力を持ち、新たな服従契約の当事者たりうることを論証する。

しかし、福田氏は「征服によるコモンウェルス」の現実化にともなう問題点を指摘する。それは「良心」の介入の契機をもたらしたことである。現実の内乱において国民は軍事的勝利者に対し、さらなる抵抗の継続か屈服かの選択の余地が存在する。ある者にとって新政府が契約の当事者たりうる征服者であっても、他の者にとっては篡奪者であり抵抗の対象であった。「征服によるコモンウェルス」は、現実にはホップズが徹底的に排除したはずの私的判断を入れなければ成立不可能となる。しかも、ホップズが征服者としたランプ議会は主権者となりうる十分な権力を持っていなかった。ランプ議会政権は『リヴァイアサン』の二年後崩壊した。

第五章以降は、本書の中心となるハリントンの議論について検討されている。福田氏は、ハリントンとホップズの接点が「征服によるコモンウェルス」に関する議論にあることを強調する。第五章「ジェイムズ・ハリントンの挑戦 一六五三—一六五六」は、ランプ議会が征服者でないことを論証す

るため、ハリントンが主権者の権力基盤に関して行った検討作業についての分析である。彼はこの検証の中で、現在のイングランドにおいてホップズのな征服者が存在しないことを明らかにする。

ホップズの議論に従うならば、国家は軍事力によって国民に「恐怖 (Fear)」を与えることで彼らから服従を獲得することが可能である。ハリントンはホップズの議論の上に立ちながら、その軍隊を動員する根拠として「必要 (necessary)」という概念を想定する。その「必要」を満たすのが、食糧供給を果たす「土地 (Land)」である。ハリントンは国民の服従を導く手段の基本として、土地所有の状況に関心を持つ。つまり、土地所有こそが人的支配の根拠に他ならない。

ハリントンにとって、土地所有と政治支配が一致する状況が各政体にとって正常な状況であり、両者が一致しない場合、政治支配者が国民を服従させることが困難となり、その政体は政治的混乱を発生させる墮落形態である。この基準を引照するならば、ランプ政権は政権を持つ少数者に土地支配がともなわれないゆえに「貴族政」の墮落形態としての「寡頭政」であり、不安定な政体である。

ハリントンによれば、かつてのイングランドにおいて封建的土地所有にもとづく混合君主政（「ゴシック的均衡」）が存在していたものの、テューダー朝時代に貴族が土地を喪失し、国民の多数部分である平民に土地が集積するという変化が起こった。イングランドは各人の軍事力が「平等」な状態に陥った。君主政の没落は「ゴシック的均衡」の崩壊の結果であった。以後、現在に至るまで、イングランドは政治支配と土地所有との不均衡という状況にあり、政治支配者は国民を「恐怖」によっても「必要」によっても服従させることができない。軍事的勝利者のランプ議会はホップズのいう征服者たりえなかつた。この権力の平等状態にあつて、政治的安定を図る手段をハリントンは〈古代の叡智〉に求め、「人間の政治社会（a civil society）」を形成する新たな「政治制度」について考察することになる。福田氏によれば、以上がハリントンにおける混合政体論の意図である。

第六章「ハリントンにおける均衡的主権の理論 一六五六—一六六〇（I）」は、第五章での問題提起を受け、平等状態において国家が、権力的手段に代えて「権威（Authority）」による混合政体を構築することによって、平和と安全を実現

可能とするハリントンの議論が取り上げられている。

ハリントンは国民の服従を獲得する手段として、「利益（Interest）」という新たな概念を提示する。平等状態では軍事力の行使は国民の意志に委ねられるので、国家は、国民が剣を抜くことに「利益」を持たない体制を構築することで彼らの服従を確保することが可能である。ここで国家は「共通の利益（Common Interest）」を代表し、強制によらない「権威」によって絶対的な主権を確保する。

これを確保するために、ハリントンは完全な政体、「平等なコモンウェルス」を構想する。彼にとつて混合政体は、伝統的議論にみられる市民の徳の陶冶を目的とするものではなく、むしろ「政治社会」の安定に奉仕するという意味で完全な政体であつた。そこには「元老院」「民会」という二つの立法府が存在する。この立法府の構成は「討議」と「決議」の分割を図ることで「共通の利益」を確保するためである。さらにハリントンは、土地配分の現況から政治的安定にとつて平等が不可欠であると考える。彼が恐れたのは、不平等によって党派が生まれ、私益の衝突による不安定がもたらされることである。これを阻止するために国民による議員の選出・任

期制限・輪番制という政治参加の平等を混合政体により確保することが必要となる。

第七章「ハリントンにおける均衡的主権の理論 一六五六—一六六〇(II)」は、ハリントンの「平等なコモンウェルス」における「均衡・絶対的主権」の基礎をマシュー・レンとの論争を通して検証している。「平等なコモンウェルス」は、新たな土地均衡の上に立つ独立した国民に対して主権を維持する体制である。それは「共通の利益」を確保することで国民の上に「權威」を持ち、各人の個人的判断を許容しつつ、「絶対的な」主権を確立する。その手段としてこの政体は、「理性と経験」によって形成された「古代の叡智」にもとづいた「均衡」した混合政体を採用するのである。こうして福田氏は、ハリントンが平和と秩序というホップズの課題にとりくむために、政治的参加というマキアヴェッリ原理を「古代の叡智」に由来する混合政体に導入した、と結論づける。

第八章「時代の終焉 一六六〇—一六八三」では、ハリントンの議論と王政復古後の「新ハリントン主義者」との議論の異同について検討が加えられている。両者の最大の相違は、「均衡された絶対的主権」によって平和と秩序を回復させる

というハリントンの問題関心が、「新ハリントン主義者」に共有されなかった点にある。

福田氏によれば、「新ハリントン主義者」は他者からの独立を土地保有に連関させるという点ではハリントンを踏襲しているが、均衡的主権に対するハリントンの関心を共有していない。これはハリントンが政治的混乱の原因として批判した〈近代の叡智〉に対し、彼らが肯定的見方をしていたゆえである。彼らは新しい政体を構築することを目的とするのではなく、国王大権の制限と臣民の自由擁護という伝統的観点に立っていた。シドニーの『統治に関する論考』にみられるように、臣民の自由を保護するために武力抵抗まで容認する彼らの視点には、もはや平和と秩序を実現する混合政体というハリントンの志向はみられない。国民統合をめぐる深刻な危機を乗り越えた一八世紀において、ハリントンの均衡された主権に関する議論を共有する意義はもはや失われたと言えるのである。

福田氏による以上の考察、とりわけハリントンに対する解釈は、ハリントンの理論的関心そして実践的意図を政治過程

との関連において把握し、従来の法理論と共和主義的理論のそれぞれの枠を突破した点できわめて斬新である。両理論の研究者にとつて、ホップズとハリントンはそれぞれ一七世紀を代表する政治思想家として位置づけられていたが、両者の接点についてはハリントン自身の言及にもかかわらず看過されてきた。福田氏はハリントンにおける絶対的主権論を検証する作業の中で、両者の関係を説明することに成功したといえよう。以下、ハリントンに対する従来のアプローチと福田氏の解釈との対照的な点を示すことにしよう。

まず、第一に従来、ハリントンの政治思想は、とくに共和主義的アプローチにおいて、ポーコックの「シヴィック・ヒューマニズム」にみられるように、同時代の政治的潮流に引証されて理解される傾向があつた。ポーコックは「マキアヴェリアン・モメント」において、ハリントンの土地均衡理論が政治参加を通じた個人的徳の表出という「シヴィック・ヒューマニズム」の系譜に位置することに注目し、この徳を重視する傾向が一八世紀の「新ハリントンニアン」に継承されたとした。田中秀夫氏が指摘するように、ポーコックのこうした理論枠組において、ハリントンはヘイングラランドにおけ

る最大のキー・パーソンであり、ヘハリントン・パラダイムと解されることになる。⁽²⁾

しかし、このような共和主義的アプローチからハリントンを位置づける見解に対しては、有力な批判的議論が存在する。スコットは、「個人の自己完成への発展はただ政治共同体の政策決定の意識的で自立的な市民としての活動でのみ可能であるとする思考様式」という意味での「シヴィック・ヒューマニズム」的特徴を「オシアナ共和国」に見出すことはできないと指摘する。スコットによれば「オシアナ共和国」の国民は国家に沈黙して隷属するのであつて、コモンウェルスの中で「定められた儀式を淡々と行う」「材料」にすぎず、「ホップズのヘリヴァイアサン」以上に古典的な市民精神による参加の基礎を排除している」と言える。⁽³⁾ スコットは、ハリントンの議論が個人の政治的自由を排除する点で古典共和主義的伝統と明らかに異質である点を強調している。またウットンは、ハリントンが市民の政治参加を否定したことは、マキアヴェッリ以来の「共和主義的伝統の継続どころか死を表している」と指摘する。⁽⁴⁾

これらの指摘は、本書で福田氏が強調したハリントンの基

基礎的関心と密接に関連していると考えられる。政治参加が市民の徳性を陶冶するという「シヴィック・ヒューマニズム」の見方において、政体は政治参加を制度的に保障する存在である。だが、ハリントンの場合、彼の考える混合政体はあくまでも個人の「利益」を「共通の利益」に集約する機能を持つ制度であり、その第一義的目的は、個人の徳の陶冶でなく、国家の平和と秩序を達成することであつた。スコットが指摘するハリントンの政治参加観は、この目的の相違に起因するといえる。

第二に指摘できるのは、従来のハリントン研究が、土地均衡の理論に関心を集中させ、「自由保有者」の政治的独立性に関する議論を過大評価する傾向があつたことである。これに対し、福田氏は、ハリントンの土地均衡に関する議論の目的がポープズの「征服によるコモンウェルス」に対する批判にあることに着目することで、彼の理論に占める「自由土地所有者」の位置を確定した。平和と秩序を求めるハリントンにとって、オシアナの制度は統制が容易でない彼らを服従させる手段であつた。「土地均衡」や「混合政体」をめぐるハリントンの議論は、つねに「絶対的主権」の確立という目的に裏

付けられて展開してゐるのであつた。福田氏のハリントン研究の意義は、従来の研究によって十分に解明されてこなかつた彼の「絶対的主権」に対する関心という側面を明らかにし、「土地均衡」「混合政体」との関連を解明することによつて、その理論構造の全体を明らかにしたことである。これによつて、ハリントンの政治思想をどの程度共和主義的かという見地から特徴づけようとする議論は妥当性を著しく減じたと言わねばならない。⁽⁵⁾

ポーコックの「シヴィック・ヒューマニズム」は、通念化した法的アプローチに代わる研究視点として注目されてきた。しかし、それが一八世紀のスコットランド啓蒙における知的潮流としてまで適用されている現況を考えるならば、実質的にはかなりの程度、一つの理念史と言えるのではないだろうか。ポーコックがハリントンを「決定的な人物」として評価するのは、彼が「シヴィック・ヒューマニズム」の思想をイングランドにおける政治的社会的認識と統合し、マキアヴェッリにおける武力に関する理論を自由土地保有の重要性に対するコモンロー的理解と統合することに成功した⁽⁶⁾からであつた。しかし「シヴィック・ヒューマニズム」のイング

ランド化という視点は、『オシアナ共和国』の解釈を通じてポーコックが読み取ったハリントンの視点というよりは、むしろポーコック本人が独自に設定した視点である。ハリントンの議論が特定の社会と時代を背景としつつ、具体的な意図や意味を持ってなされていることを忘れてはならない。福田氏は、ハリントンが何を課題とし、どのような言葉を用いて、どのように解決しようとするかという彼の精神活動そのものをその著作において分析することで、ハリントンの政治思想を抽象的な理念史の一構成要素としてではなく、一七世紀における具体的に固有な思想的意義を新たに提示したといえよう。

以上のような全般的評価に加えて、本書の解釈に含まれる難点と思われる点を一つだけ指摘しておきたい。それは内乱期の混合政体に関する議論としてフォーテスキューの議論とポリビオスの議論に分けて論じることの是非である。これはハリントンの議論における「近代の叡智」(古代の叡智)の分類に対応させた型であるが、ハリントン自身の認識はさき、我々が内乱前後の政治議論を分類するには形式的に過ぎ

る憾みがある。大澤麦氏が本書の書評において「本書の文脈設定と分析枠が元々ハリントンの視点から演繹された」ものであり、「彼のためにあつらわれた舞台」と評した⁽⁷⁾のも、この点を意識したものと推察される。福田氏がポリビオスの混合政体論の嚆矢として評価する「回答」について、たとえばウェストンがイングランド政体に関する古典的理論とみなし、従来の立憲主義的議論の延長と特徴づけているように、「回答」の性格についての判断は論者においてまちまちである。一七世紀における混合政体に関する議論においては、実際のところ、国王大権と臣民の自由に関する議論と、混合政体における各構成要素の均衡をめざす議論とが錯綜していたのではない。たとえば、福田氏はジョン・ミルトンの『イングランド宗教改革論』(二六四一年)における主張を「イングランドの政体と関連づけてポリビオスを言及した最初の人物」(8)として評価するが、同書の中でミルトンは「君主政とは臣民の自由と国王大権の二つの部分から構成される」と明言している。むしろ、一七世紀における混合政体論の主な相違は、鈴木朝生氏が指摘するように内乱以前の「国王」・「貴族政」・「民主政」の三要素から構成される伝統的な混合君主政

に関する議論と、共和政ローマに忠実なハリントンの〈民衆政体〉の議論の間にあるのではないか。福田氏の場合、前者の議論を二つに分類することによって、ハリントンの〈民衆政体〉概念が持つ画期性を過小評価するように思われてならない。⁽¹¹⁾

注

- (1) Pocock, J. G. A, *Machavelian Moment* (Princeton, 1975), p.361.
 - (2) 田中秀夫「共和主義と啓蒙—思想史の視野から—」(『リネラ』書房、一九九八年)三七一—四〇頁。
 - (3) Scott, J, "The Rapture of Motion: James Harrington's Republicanism", in Phillipson, N. and Skinner, Q, eds., *Political Discourse in Early Modern Britain* (Cambridge, 1993), p. 151.
 - (4) Wootton, D, "The Republican Tradition: From Commonwealth to Common Sense", *Republicanism, Liberty, and Commercial Society 1649-1776* (Stanford, 1994), p.14.
 - (5) バージェスによる本著作に関する最新の書評は「ハリントンの政治思想を古典共和主義との関連で問題にする従来の解釈の上に立っている。この中でバージェスは「いかなる意味で、オシアナ共和国の国民は…共和国の公共心をもち力量ある個人であるのだろうか」というスコット以来の問いを発し、ハリントン
- を「はぐれ者の共和主義者」と評する。Burgess, G, 佐々木武訳「ハリントンの挑戦あるいは福田有広の挑戦」『政治思想学会会報』第九号(政治思想学会、一九九九年)三一—四頁。
- (6) Pocock, viii.
 - (7) 大澤麦「Sovereignty and Sword」(聖学院大学総合研究所 Newsletter vol.7-4, 1998), p.43.
 - (8) 同時代の思想家に対する福田氏自身による解釈とハリントンによる解釈の不明明性はホップズ解釈においてもみられる。バージェスは「ホップズ解釈の部分が本書の一番弱い所である」と指摘し、ハリントンによるホップズ解釈の説明と福田氏自身のホップズ解釈を分けて論じることの必要性を強調する。Burgess 二頁。
 - (9) Weston, C. C, Beginnings of the Classical theory of the English Constitution, *Proceedings of the American Philosophical Society*. Vol.100, no.2 (1956), pp.133-144.
 - (10) 鈴木朝生「オシアナの Commonwealth における共和政体」論(一)「ハリントンと共和主義のコンテクスト」『東京都立大学法学会雑誌』第三八巻第一号(東京都立大学、一九九七年)参照。
 - (11) なお、本書「補遺A」の「ホップズとハリントンの宗教と主権」において、福田氏はホップズが宗教的寛容 (toleration) を認めていたと主張する。しかし、ここで言われている宗教的寛容とは、あくまでも主権者と国民との関係における議論であり、国民間における原理的な宗教的寛容とは異なる。同時代の原理的な宗教的寛容については拙稿「ミルトンにおける〈政治〉と〈宗

教』『アレオパジティカ』の考察を通じて―』『法政研究』第四
一巻一号（九州大学、一九九九年）参照。

また、ホップズが主権者による宗教的寛容を認めていたとい
う点を否定する研究として鈴木氏の次の著書を参照。ただし鈴
木氏はこの場合の宗教的寛容とは（複数教会制）を認めることに
あると考えている。鈴木朝生『主権・神権・自由―ホップズ政治
思想と17世紀イングランド』（木鐸社、一九九四年）二〇九―二
一三頁。